

滑川市デジタルアンバサダー実施要領

1 目的

デジタル化の進展により、行政手続や各種サービスの多くがオンラインで提供される中、デジタル機器の操作に不安を感じ、利用に困難を抱える住民も少なくない。誰もがデジタル技術の恩恵を受けられるよう、地域内で気軽に相談できる体制を整え、地域全体で支え合う仕組みとして、デジタルアンバサダー制度を実施する。

2 要件

- (1) 滑川市内で活動する個人または団体(事業者を含む)。
- (2) スマホ、タブレット等の基本的な操作ができること。(写真を撮る、インターネットで検索する、アプリを使用するなど)
- (3) 地域の高齢者等にスマホ、タブレット等のデジタル機器の使い方を教える意欲があること。

3 申込

滑川市デジタルアンバサダー(以下「アンバサダー」という。)として活動を希望する者・団体は、別に定めるところにより市に申込を行うものとする。

4 認定

市は、3の申込があった場合は、その要件を審査し、必要に応じて面接を行い、適当と認める場合は、当該申請者・団体をアンバサダーとして認定する。

5 活動

アンバサダーは次に掲げる活動を行うものとし、市は活動の場についてアンバサダーに随時案内するものとする。

- (1) デジタル機器に関する講座等の開催またはサポート。
- (2) デジタル機器に関する個別相談への対応。
- (3) その他1の目的を達成するための活動。

6 ロゴマークの使用

アンバサダーとして認定を受けた者・団体は、滑川市が別に定めるアンバサダーのロゴマークを、活動に際し使用できるものとする。

7 公表

市は、アンバサダーとして認定した者・団体について、市 HP 等で周知を行うものとする。 但し、

認定を受けた者または団体が希望する場合に限る。

8 報酬

無償とする。

9 更新

アンバサダーは、年度末までの認定とし、その更新を妨げない。(申出がない限りは、自動更新とする。)

10 遵守事項

- (1) デジタル機器・サービスに不慣れな方に対する理解を持ち、丁寧に対応することを心掛けること。
- (2) アンバサダーは、活動によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。アンバサダーでなくなった後においても、同様とする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (4) その他、次に掲げる行為又はそれにあたるおそれのある行為は行わないこと。
 - ・犯罪予告、犯罪の指南等、犯罪を引き起こし、又は助長するおそれのある行為、その他犯罪行為に関連する行為
 - ・本事業の運営や他のアンバサダーの活動を妨害、不利益を与える行為
 - ・公序良俗に反する等、アンバサダーとしてふさわしくない行為
 - ・その他、市長が不適切と判断する行為